

ケアマネ・ポート

CONTENTS

- 2 介護保険ニュース
- 5 平成19年度京都府介護支援専門員会第2回総会報告
- 6 平成20年度京都府介護支援専門員会第1回総会報告
- 7 おしらせ
- 8 編集後記

介護保険ニュース

～いろんな最新情報をお届けします～

みなさんご存知の通り、来年4月から介護報酬が改定されます。前回（3年前）の改定は、介護保険制度（介護保険法）の改正もあわせて実施されたため、介護予防サービスや地域密着型サービスなど大幅な変更・追加がありました。今回は報酬の算定要件や人員・設備・運営に関する基準の改定ですので、平成15年の改定と同じ規模となります。これらの基準は、厚労省社会保障審議会・介護給付費分科会での審議をもとに設定されます。同分科会はいよいよ9月18日から毎月2回のペースで開催され、来年1月中旬頃に意見をまとめて厚生労働大臣に提出し、それを受けて2月中旬に告示、さらに解釈通知等は3月上旬に発令されるスケジュールかと思われます。

社会保障費2,200億円削減の攻防

前回の改定で介護報酬は引き下げられ、そのおかげで事業所・施設の経営状況は悪化、それに連動して従事者の待遇も悪化し、その結果サービスの質も低下するという現状を鑑み、舛添厚労大臣を筆頭に次期改定では報酬をアップするという声が盛んに聞かれます。

しかしながら一方で、小泉政権時代の遺産である「骨太の方針」に社会保障費の伸びの削減が掲げられていることから、ここ数年、毎年2,200億円が削減されてきました。舛添厚労大臣も「もうこれ以上削減できない」と訴えましたが、政府は「(当初の方針通りに社会保障費の削減を実現しないと)諸外国から見下される」という訳のわからない理由で引き続き削減する方向です。ただし来年度予算は福田前総理が「重要課題推進枠(3,300億円)」というものを設定し、さらに骨太の方針に医師不足対策を特記したことから舛添厚労大臣は、その枠から1,500億円を確保すると意気込んでいます。それに加えたばこ税で700億円を捻出して、2,200億円の穴埋めをしようと思っています。

介護給付費分科会以外にも「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」や「安心と希望の介護ビジョン」、さらには政府の「5つの安心プラン」でも介護報酬は引き上げという方向に向いています。今後、政局がどう変わるのかまだまだ目が離せない状況ではありますが、各方面でコンセンサスは得られていると思います。

介護給付費分科会の状況 ～日本介護支援専門員協会メルマガから～

9月18日に介護給付費分科会が2ヶ月ぶりに再開されました。これから年末まではほぼ毎週のように分科会が開催され、おおよそ次のスケジュールで審議が進められる予定です。

【9月】自治体および事業者団体からのヒアリングを2回に分けて開催

【10月】介護事業経営詳細調査に基づき、従事者対策を中心に議論

【11月～12月にかけて】居宅サービス・施設サービスについて具体的に議論

【12月中旬】報酬や基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ

そして、12月下旬頃に平成21年度の政府予算編成があり、ここで改定率が決定します。

【1月下旬頃】介護報酬改定案の諮問・答申

厚労省老健局宮島局長は、「改定率については、今の実情について財政当局に説明をし、今回はプラスの方向でお願いしたい」と折衝をしている。これは年末の話(予算編成)なので、これからの分科会での意見を踏まえ対応していきたい」と説明。総務省からの離職問題の検討、賃金を多面的にみるべきなどの勧告については、「10月には介護事業経営詳細調査の結果として、各サービス、各職種ごとの賃金を示す。また、改定前後に同じ人を対象にして給与が比較できるような調査をする予定」と述べました。

また、「諮問答申が1月下旬では、市町村は準備期間が短く混乱を招く。希望としては正月明けには諮問答申まで行いたい、可能かどうか?」という大森分科会長の質問に対しては、「議論が12月までにこなせているの

であれば、可能な限り早められる可能性はある」と答えました。

日本介護支援専門員協会の木村会長は、「報酬は、是非プラス改定でお願いするが、65歳以上の方の保険料が上がらない方法があるのであればその工夫をしてほしいし、もし上がるのであれば、今から国民に対するメッセージをここからきっちり出していかなければいけない。利用者だけでなくサービスを利用していない方々はどう思うのか。国民の負担についても明確にして議論していくべきである」と訴えました。

これについて池田省三委員は、「全国ベースで見ると、自治体の昨年10月の介護保険財源は黒字で、現在の介護保険財政は全体としてみれば安定している。現状のまうまくいけば保険料を上げなくても済む自治体が出てくるだろう」と述べ、自治体の財政状況を勘案して改定率を検討する必要があるとしました。

介護サービス事業にかかる事務負担軽減策について

夏前の介護給付費分科会において、介護従事者の定着等を図るために必要な対応を検討し、ヒアリング等した結果、「各種記録や委員会が多すぎて職員のやりがい無くしている」という意見や「書類作成や事務にかかる負担が可能な限り軽減されるよう、規制の見直しが必要ではないか」との指摘があったことから、厚労省は事務手続きや書類について可能なものから削減・簡素化することにより、効率的な事業運営や介護従事者の負担の軽減を図ることとしました。

具体的には、①他の事務手続きや書類と内容が重複しており、他の種類や手続きで代替可能なもの、②様式や項目を削減・簡素化しても必要な情報が得られるもの、③事務手続きや書類作成の頻度が必要以上に高いため、その頻度の見直しが必要であるもの、について検討され、既にご存知の福祉用具貸与の必要性を判断するサービス担当者会議の頻度を「6ヶ月毎」から「必要に応じて」に改める、居宅サービス計画書の第5表を削除する、などが実施されました。

詳しくは、WAMNET京都府センターのページにアップされている「厚生労働省老健局通知『指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について』等の一部改正について（2008年8月13日）」や「福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催等、介護サービス事業に係る事務負担の見直しについて（2008年9月5日）」を参照して下さい。

京都府センターにアクセスした際には、『『介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について』の一部改正について（2008年8月13日）」や「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取り扱いについて（2008年9月4日）」もあわせて参照されることをお勧めします。

要介護認定調査項目の変更とモデル事業

来春から新しい一次判定ソフトが導入されますが、その前に今秋、このソフトを使って全市町村においてモデル事業が実施されます。

今回、下記の通り調査項目の追加・削除が実施されます。

【削除】

- 第1群 麻痺拘縮 1-2 拘縮（肘関節） 1-2 拘縮（足関節）
- 第4群 特別介護 4-1 ア じょくそう 4-1 イ 皮膚疾患 4-4 飲水
- 第5群 身の回り 5-5 電話の利用
- 第6群 意思疎通 6-4 指示への反応
- 第7群 問題行動 7-ウ 幻視幻聴 7-カ 暴言暴行 7-ソ 火の不始末 7-チ 不潔行為
7-ツ 異食行動
- 第10群 廃用の程度に関する調査項目 10-1 日中の生活 10-3 環境・参加の状況等の変化

【追加】

- 新しい第4群 社会的行動の評価 4-13 独り言・独り笑い 4-14 自分勝手に行動する
4-15 話がまとまらない
- 新しい第5群 社会生活適応に関する評価 5-4 集団参加ができない 5-5 買い物
5-6 簡単な調理

また、群編成および中間評価項目得点の見直しも行われました。

- ・第1群：基本動作・起居動作機能の評価
 - ・第2群：生活機能（ADL・IADL）の評価
 - ・第3群：認知機能（記憶・意思疎通）の評価
 - ・第4群：社会的行動の評価
 - ・第5群：社会生活適応に関する評価
- ・認定調査項目の変更に伴い、一次判定の樹形モデルが変わります。しかし、その内容は明らかにされていません。
- ・現在は一次判定で「要介護1相当」と出ますが、これが「要支援2」と「要介護1」に分かれて出ます。その判断根拠は、認定審査会資料の「5. 認知機能・状態の安定性の評価結果」欄の下から2番目「状態の安定性」が「不安定」なら「要介護」「安定」なら「要支援」となります。安定か不安定かは、当該申請者の過去のデータなども加味されるそうですが、新規申請者等はどうか？など詳細は明らかにされていません。
- ・二次判定で一次判定を変更する根拠になる参考指標が見直されます。
- ・この結果、軽度に誘導されるのかどうか、検証が必要かと思われます。
- ・認知症高齢者の重度変更の見直しは、基準時間を積み足す方式に変更になりますが、モデル事業では搭載されず、したがって検証もできません。基準時間も何をどのように積み足すのかも明らかにされていません。

今回、特に主治医意見書にも同項目がある項目が削除の対象になっています。
ということで、ますます意見書の精度が求められます。

日本介護支援専門員協会の動向

今回ご紹介した情報のほとんどは、日本介護支援専門員協会のサイトの会員専用ページで詳しくアップされています。特に介護給付費分科会をはじめとする会議については、資料だけでなく事務局の傍聴メモもアップされます。このおかげで会議の状況がイメージでき、非常に有益です。しかも何か新しい情報があればすぐにメルマガが配信されます。

世の中はIT時代。介護保険関係の最新情報も、国や京都府はほとんどネット配信です。しかしながら、その情報のユーザーであるケアマネの中には、まだまだアナログな方が多いらしく（苦笑）、日本介護支援専門員協会にも紙ベースでの情報提供を求める声が少なくないようで、その要望に応えるべく機関誌を発行することにした、会費値上げの大きな理由の1つが機関誌の印刷・郵送料であると伝え聞いています。

こういう社会保障制度などは、いわば“知ってる者が得をする、知らない者は損をする”仕組みになっています。この業界に限らないことですが、情報は大事です。それも、「〇〇さんが言うたはった」という根拠があやふやなものではなく、出所がきちんとした“源泉”の情報でないと結果的に自分が、さらには利用者が振り回されることになります。受け身の態勢ではなく、能動的にきちんとしたニュースソースを持って迅速かつ適切に情報を入手し、それを理解して身につける能力が、元来ケアマネには求められているのです。そういった観点からも日本単位、京都府単位、そして地域の介護支援専門員の組織への加入は不可欠だと言えます。

平成19年度京都府介護支援専門員会第2回総会報告

平成19年度第2回総会を3月20日（木・祝）に開催いたしましたのでご報告いたします。

日 時：平成20年3月20日（木・祝）13：20～13：50

場 所：京都商工会議所

出席者：1,184名（会場出席51名 委任状1,133名）欠席936名、会員総数=2,120名

内 容：

【上原会長の挨拶】

介護支援専門員は発足以来約8年が経過し、介護保険制度の運用のなかで中心的役割を果たし、ようやく社会的に認識されてきた。現在では介護支援専門員を主とした仕事に従事されている方が増えつつある。このような状況を受けて、介護支援専門員に対する国の考え方も変わり法的位置づけもはっきりしてきた。

本会としても行政や関係職種との対外的関係において、公的団体としての認識が非常に強くなり、昨年10月11日京都府より社団法人の認可を受け、法人格を持つ団体となり、より公益性・公共性の高い事業を果たすべく展開してきた。

また、従来から組織力の強化、介護支援専門員の質の向上、関係組織との連携を三本柱として各種事業を展開してきたがこれからもより一層進めていきたい。

介護保険制度は、走りながら運用を行い、問題が起きるたび修正をしてきた制度である。このため、通知等が度々変更されるが、本会としては迅速に対応していくよう、今後とも努めたい。

【議 事】

議長：松本恵生、議事録署名人：河原孝子、豊田園子

第1号議案（平成20年度事業計画（案）について）提案者＝山岸副会長

第2号議案（平成20年度収支予算（案）について）提案者＝藤本副会長

以上第1号議案～第2号議案については原案通り可決された。

平成20年度京都府介護支援専門員会第1回総会報告

平成20年度第1回総会を8月9日（土）に開催いたしましたのでご報告します。

日 時：平成20年8月9日（土）14：10～14：50

場 所：京都社会福祉会館

出席者：1,015名（会場出席84名 委任状931名）欠席912名、会員総数＝1,927名

内 容：

【上原会長の挨拶】

先日、自民党政務調査会介護委員会のヒアリングが開催され、日本介護支援専門員協会の木村会長が出席して介護支援専門員の現状について意見を述べた。現場の介護支援専門員の声を何らかの形で取り上げてくれる機会があるというのは非常に心強いと言えるだろう。日本介護支援専門員協会に関しては、いろいろと問題はあるが、我々の代表として厚生労働省や行政に対して物いう会が必要ではないかと思っている。

京都府介護支援専門員会は、ご存知のとおり昨年10月に社団法人の認可を受け、より公的な団体として組織力の強化、介護支援専門員の質の向上、関係組織との連携を重点に活動を行っている。

組織力の一番大事なことは会員数であり、会員数が多いほど組織力の強化につながる。もうひとつは府市民に対していかなるサービス事業を行っているかということ。

先日ブロック委員と役員との懇談会をもったが、多くの委員から会員としてのメリットが見えないというご意見があった。しかし、本会は行政との様々な折衝を行っており、われわれ介護支援専門員が不利にならないような役目を果たしているのも事実である。

ただ、われわれが行政との交渉により得たメリットは会員でない介護支援専門員も恩恵を受けるわけで、今後は目に見える形でメリットを打ち出すべきと考える。

介護支援専門員の質の向上については、各種研修会を開催して資質の向上をはかっている。関係組織との連携については、京都府・京都市や関係団体の委員会等に役員を派遣して介護支援専門員の立場から意見を述べるとともに、関係団体との連携を進めている。

今後も、会員サービスの向上ならびに府市民のための活動の充実に努め本会のさらなる発展に努めたいと思っており会員各位のご協力をお願いしたい。

【議 案】

第1号議案～3号議案については原案通り可決された。

議長：松本恵生、議事録署名人：太田美和子、山下珠美

第1号議案（平成19年度事業報告について）

提案者＝山岸副会長

第2号議案（平成19年度収支決算報告について）

提案者＝藤本副会長

第3号議案（社団法人京都府介護支援専門員会諸規定について）

提案者＝小林理事

以上第1号議案～第3号議案については原案通り可決された。

【特別講演】

「指導・監査のポイントについて」

京都府保健福祉部介護・福祉事業課 副課長 長田 研司氏

「実地指導におけるポイント」

社団法人京都府医師会 地域医療課

尾崎 和雄氏

おしらせ

【平成20年度第2回総会通常総会について】

平成20年度第2回通常総会を下記にて開催いたしますのでご予約ください。

詳細は後日改めてご案内いたします。

日時：平成21年3月16日（土） 14：00～（13：30受付開始予定）

場所：ハートピア京都（京都市営地下鉄烏丸線 丸太町駅下車）

介護支援専門員証の更新手続きについて」

介護支援専門員の更新研修を受講済みの方は介護支援専門員証の有効期限内に更新交付申請の手続きを京都府健康福祉部高齢者支援課介護計画・管理担当へ提出してください。（詳細別紙参照）

※ 別紙 交付申請書を使用してください。

「ケアマネタイムリストについて」

京都府介護支援専門員会では、京都府医師会の協力により医師と介護支援専門員との連携を円滑にする目的で京都府全域のケアマネタイムリストをホームページに掲載いたしました。

検索・閲覧は本会ホームページの会員専用サイト「ケアマネタイムリスト」をご覧ください。

「介護支援専門員 必須のハンドブック好評販売中」

本会、編集の「ケアマネジャーハンドブック」を会員特別価格で販売しています。

定価2,730円を会員特別価格2,450円（いずれも税込）

お問合せは事務局まで

【住所・氏名・勤務先等を変更された方へ】

住所・氏名・勤務先等を変更された方は、「住所・氏名・勤務先等変更届」をご提出いただきますようお願いいたします。変更届の用紙をお持ちでない場合は送付させていただきますので、事務局までご連絡ください。

編 集 後 記

平成20年季節は“秋”政界の局面が刻々と変化する中、麻生政権の寿命や如何に？ 野球界では王監督の引退、桑田・清原のK&Kコンビの引退はそれぞれの引き際に生き様を見たような気がします。また、私個人にとっては非常に寂しさを感じる秋となりました。個人的にはまだまだ引き際とは全く無縁で“瀬戸際”という言葉が似合いますが（笑）。。。

さて、来年の改定を前に8月・9月に出た厚生労働省の事務負担の軽減等の通知を素直に受け取ることは？？とを考えてしまいます。軽減した分が改定では実質アップと取られないかと一人疑っています。低賃金が原因として介護職の高離職率も取りざたされ次期改定の報酬単価は引き上げ確実か？との期待はどうなる事でしょう。

今年は北京五輪を境に世界全体の大きな変化を感じました。前半に勝負のあった京滋の大学生の就職内定率は過去最高の84.2%と売り手市場が続いたが私達の業界は依然、氷河期が続いています。後半に入って米国の金融危機の影響で国レベルでのドル資金の投入は日本もわずか2・3日で13兆円にも上る投入を実施したとの報道を見た時、額の大きさもさることながら事の重大さを実感しました。一方、米国の下院での金融法案否決は国としての健康状態を表していると感じました。なぜなら金持ちの金融関係者の尻拭いに莫大な税金が投入される事への反対の意思表示と取れます。このような状況を100年に一度の世界大恐慌か？と不安を煽るマスメディアの報道は何処まで信憑性があるのだろうか？ 世界全体の経済が急激に失速していく中で日本の経済界も同様と考えるのが妥当なところでしょうが、先に述べた京滋の大学生が仕事をするまでに会社が無くなったなんて事がないように願いたいものです。

不安要素は多々あるものの、先に述べたように様々な外部環境による影響を受けない職業はありませんが、直接、利用者（人）と接するサービス業に携わる私達ケアマネが果たす役割は普遍的なテーマを抱えつつ、社会貢献を果たしています。未来に希望が持てる次期報酬改定を期待しつつ、食欲の秋をメタボリックと戦いながら満喫し、京都の寒い冬を乗り越えて春を待ちたいものです。

社団法人 京都府介護支援専門員会 理事

小林 啓治

京都ケアマネ・ポート「29号」

2008年11月1日 発行

発 行 人

上 原 春 男

編集委員長

小 林 啓 治

社団法人京都府介護支援専門員会

発 行 元

〔連絡先〕

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）7F
TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971
E-mail : kyotocaremane@wine.ocn.ne.jp
ホームページアドレス http://kyotocm.jp